

全国農業再生推進機構規約

平成29年12月21日 制定

平成30年 2月16日 最終改正

(名称)

第1条 この組織は、全国農業再生推進機構（以下、「全国組織」という）と称する。

(目的)

第2条 全国組織は、食料自給率や自給力の向上、消費者への安全・安心な国産農畜産物の提供、多面的機能の発揮等の観点から、水田フル活用をはかり、全国段階の関係団体等が連携して、需給環境やマーケットインの取り組み等をふまえた、需要に応じた生産の取り組み等を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 全国組織の活動は次の各号に掲げるものとする。

- (1) マーケットインにもとづく実需者と産地とのマッチングの支援
- (2) 関係先との情報共有
- (3) 関係者の主体的な取組の促進
- (4) 会員間の情報交換
- (5) その他総会で決定した活動

(会員)

第4条 全国組織は、原則として事業者や事業者団体を構成員とする団体を会員として組織し、会員は別紙のとおりとする。

2 会員に準ずるものとして、関係法令等の学識を持つ者がアドバイザーとして参加することができる。

第5条 会員は、団体の名称、所在地および代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく全国組織にその旨を届出る。

第6条 全国組織からの脱退は会員の任意とし、会員は事務局に届出ることにより、全国組織を脱退することができる。

第7条 全国組織は、必要に応じて関係機関に対し、需要に応じた生産に向けた情報提供を求める。

(役員)

第8条 全国組織には、総会の決議により、次の役員を置くことができる。

会長 1名
幹事団体 若干数

2 会長を置く場合は、幹事団体による協議等のうえ総会に諮るものとする。

第9条 会長は全国組織を代表し、総会決議に則り業務を統括する。

幹事団体は幹事会を構成し、総会の円滑な議事運営のための事前検討及び事前調整を行う。

2 役員は無報酬とする。

第10条 役員任期は2年とする。

(事務局)

第11条 全国組織の事務局は全国農業協同組合中央会に置くものとし、事務局は次の各号で定める業務を行う。

- (1) 総会を含む会議の設営
- (2) 文書の発信
- (3) その他全国組織の運営に必要な業務

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

第12条 事務局の業務について会員は必要に応じ協力する。

(総会)

第13条 全国組織の会議は総会とし、年1回以上開催する。なお、必要に応じて書面での開催を可能とする。

第14条 総会の会議は、会員の2分の1以上の出席があった場合に成立する。

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 需要に応じた生産の取り組みに向けた方針の決定
- (2) 会員の加入
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他全国組織の運営に必要な事項

第 16 条 総会による議決は、出席会員の 4 分の 3 以上の同意によるものとする。

第 17 条 総会の議事については、次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 議決内容および報告内容については、事務局が原則として公表する。
- (2) 協議経過については、事務局が議事録を作成し、出席会員が内容を確認し必要に応じて修正を行ったうえで原則として公表する。
- (3) 書面開催の議決については、会員の中から選任された立会人の立会いの下事務局が結果を確認し、会員に通知する。

(会計)

第 18 条 全国組織の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 19 条 全国組織の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に作成し、総会の承認を得るものとする。

第 20 条 全国組織の事業報告書及び財務諸表は、毎事業年度終了後遅滞なく作成し、総会の承認を得るものとする。

(関係法令)

第 21 条 全国組織の運営にあたっては、関係法令に違反しないよう十分留意する。

以 上